

令和 2 年 7 月 2 8 日

令和 2 年度第 3 回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和2年度第3回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

臨時教育委員会資料
2. 7. 28
学校指導課

議案第 1 号

臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

1 趣旨

臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について協議するものです。

2 改訂内容

(1) 臨時休業から登校再開に至るフローチャート 資料 1

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン . . 資料 2

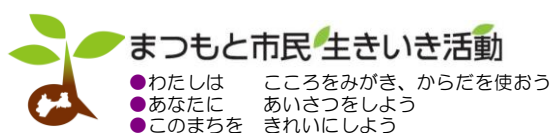
3 参考資料

(1) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～ 「学校の新しい生活様式」～ (2020. 6. 16 Ver2) 文部科学省
(P46～49 抜粋)

4 その他

(1) 改訂後、学校に周知するとともに、HP に掲載します。

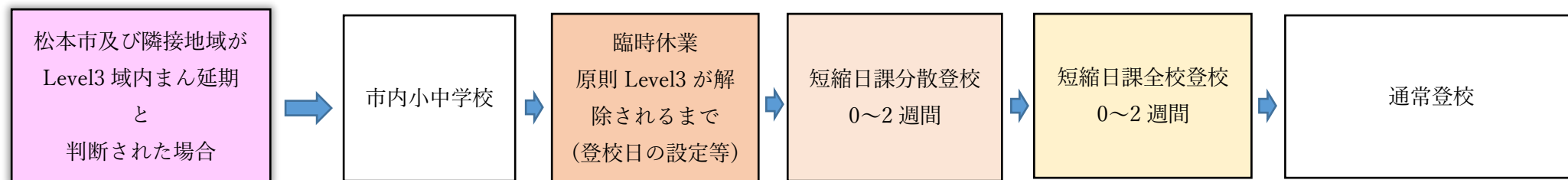
担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	3 3 - 4 3 9 7



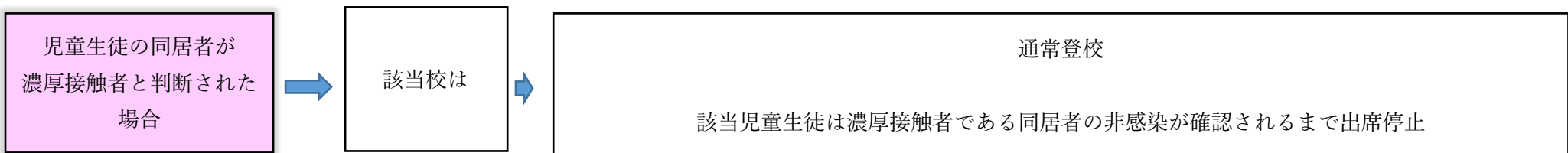
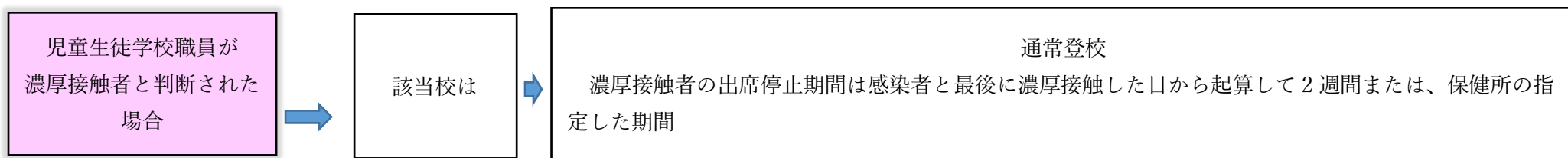
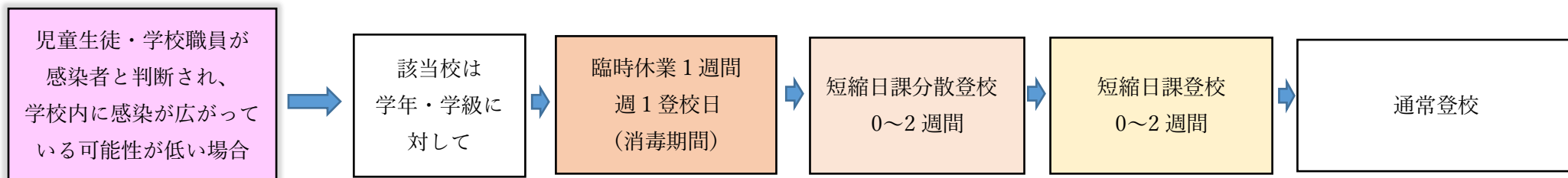
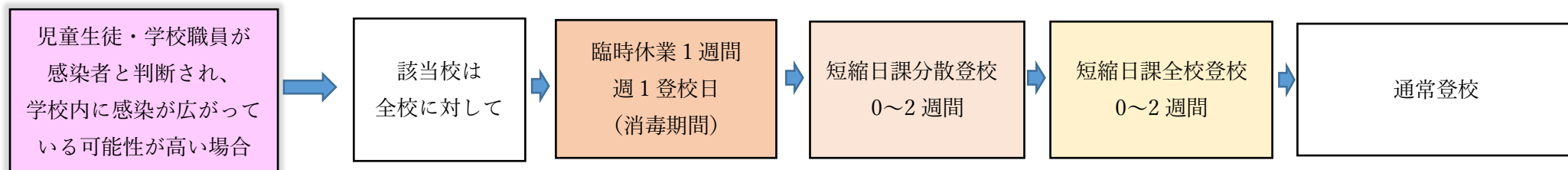
改訂 臨時休業から登校再開に至るフローチャート【発生→臨時休業→分散登校→学校再開までの流れ】

※ Level については別紙「発生段階区分について（暫定版）」と政府専門家会議提言の地域区分」参照。ただし、Level の判断は県の対策会議に従う。

【Level 3】



【Level 1・2 の場合】



学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」 7 月 28 日版

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、6 月 1 日から全校登校を再開しました。本市教育委員会は、現在の感染状況を踏まえて、次の二点を最重要項目としながら、次の段階に移行します。

- 感染リスクを可能な限り低減させる。
- 子どもの学びを最大限保障する。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020. 6. 16Ver. 2）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベルに基づくものです。

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。（2－(1)(2)(3)(4)）
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる 3 つの条件を避ける。（2－(5)(6)(7)）

2 基本的な感染症対策

- (1) 健康観察の徹底
 - ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
 - イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
 - ウ 健康観察カードは毎日（感染レベル 2 以上は校舎に入る前に）確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。
- (2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底
 - 登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30 秒程度石鹸を使い丁寧に行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウィルスの付着を洗い流すため）
- (3) 消毒の徹底
 - 消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを 1 日 1 回以上行うこと。

- ア 教室、職員室等（机、いす、ドア取手、窓取手、スイッチ、黒板ふきなど）
- イ トイレ（レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口取手など）
- ウ 体育館（児童生徒が共用する物品、照明スイッチなど）
- エ 保健室ベッド周り
- オ 給食コンテナ室等のドア取手等

(4) 咳エチケットの徹底（新規）

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面がことから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用することが望ましい。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

- ア 十分な身体的距離が確保できる場合
- イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合
- ウ 体育の授業

(5) 換気の徹底

教室２方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも 30 分に 1 回程度換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効

(6) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とならないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする。）また、レベル 2 以上の状況になった場合、児童生徒の頭部から頭部までの間隔をできるだけ 2 m（最低 1 m）確保できるよう、分散登校や時差登校の形態を工夫する。

(7) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

【参考】：国・県のイベント等開催の目安（研修や会議開催可能条件について）

期 間	屋 内	屋 外
6 月 18 日まで	100 人又は収容率 50%以内	200 人
6 月 19 日以降	1000 人又は収容率 50%以内	1000 人
7 月 10 日以降	5000 人又は収容率 50%以内	5000 人
8 月 1 日以降	人数上限は撤廃 収容率 50%以内	人数上限は撤廃

【注】収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよ

うな活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【感染レベル３】

臨時休業中のため、授業は行わない。

【感染レベル２】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。

この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

（実施時の留意事項）

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど文部科学省の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月２１日））を踏まえた取扱いとする。

【感染レベル 1】

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル 2 における留意事項も可能な範囲で参照する。

【その他】

水泳については、別添資料 3 の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 22 日））に基づき、以下のように令和 2 年度は対応する。

小学校：実施しない。

中学校：各学校で実施の可否を判断

(2) 給食について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底、配膳台の消毒。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要

【感染レベル 3】

臨時休業中のため、給食の提供はない。

【感染レベル 2】

分散登校になるが、給食の提供について検討する。

【感染レベル 1】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供

なお、レベル 1 であっても、臨時休業や分散登校になった学校への給食提供は行わない。

(3) 清掃について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

【感染レベル 2】

- ・ 教室等のごみ箱は、ビニール袋をセットして使用し、清掃時のごみ捨ての際は可能であれば、そのまま縛ってビニール袋ごと捨てるようにする。
- ・ 児童生徒はトイレ清掃を行わない。
- ・ 使い捨ての雑巾の使用、ビニール手袋の着用等、職員の感染防止にも十分に配慮する。

(4) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【感染レベル 2】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要

【感染レベル1】

上記のレベル2以上の取組みを踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。

(5) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要

ア 登下校時には、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、場合には密接にならないよう指導

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討

(6) 修学旅行について

ア 修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前(以降も含む)に、市内が感染レベル2以上の場合は中止。目的地が感染レベル2以上の場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

(7) 各種依頼について

教育実習、外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が感染レベル2以上の地域から来たり、松本市が感染レベル2以上だったりする場合は受け入れない。市が感染レベル1であっても、校内状況に応じて学校で受け入れを判断する。

4 感染が広がった場合における対応

(1) 臨時休業

次のいずれかの場合、学校内の感染拡大が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。ただし濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 特定警戒都道府県に指定され、生活圏のまん延状況により必要と判断した場合

(2) 分散登校

次のいずれかの場合、学校全体を分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 生活圏のまん延状況により必要と判断した場合

【参考】

学校の設置者が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または、一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内の感染拡大が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 6.16 第 4 章 3.(1)) に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

(1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)があつたりする場合

ウ 上記以外にあつて、保護者が出席させることに不安を感じた場合

(2) 教職員においては上記(1)アイの場合、出勤しない。

(3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した翌日から 2 週間、または、保健所の指定した期間出席停止とする。休業期間中にあつては自宅待機とする。

注：濃厚接触者 ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があつた者
② 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
③ 患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
④ 手で触れることの出来る距離(目安として 1 m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があつた者

7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

8 その他出席停止等の扱いについて

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能
- (2) 感染レベル2や3に指定された場合においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、児童生徒の出席停止の措置を取る。

9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

- (1) 海外
政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。
- (2) 県外
県の基本的対処方針により対応する。

10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。